

県民の友

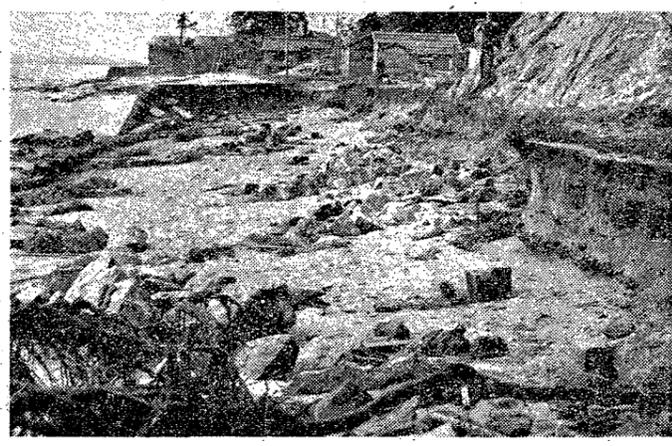
発行所 一丁目 和歌山県企業課 和歌山県印刷所 印刷所 和歌山県印刷所 定価 一月1日、11日、21日発行 一月2日、12日、22日発行 一月3日、13日、23日発行 一月4日、14日、24日発行 一月5日、15日、25日発行 一月6日、16日、26日発行 一月7日、17日、27日発行 一月8日、18日、28日発行 一月9日、19日、29日発行 一月10日、20日、30日発行 一月11日、21日、31日発行 一月12日、22日、32日発行

大暴れのルース台風

被害総額一七億円

十四日午後六時三十分、ルース台風は、四島の北に上陸した。ルース台風は、その勢力を北北東に、鹿児島県を通過して中国及び近畿地方に襲ったため、本県一帯は被害状況をとりまき、政府や関係方面へその実状を報告した。十月十七日現在判明した被害状況は次の通りである。

耕地	四九町歩
耕地公備地	四八ヶ所
林道	一五、三二〇米
荒廃林地	六九町歩
木材流失	七、〇〇〇石
災害防止林	四九町歩
製材工場	一〇ヶ所
開拓公共施設	一七ヶ所
水産公共施設	三八ヶ所
漁船	九四隻
農作物	四七〇、六六三、〇〇〇
土木関係	二八ヶ所
河川	四一ヶ所
海岸	九七ヶ所
砂防	二ヶ所
道路	二ヶ所
橋梁	一三ヶ所
公共施設関係	四八ヶ所
市町村公共施設	四八ヶ所
公有建物その他	一三ヶ所



田辺市附近の道路決壊状況

海南市附近の耕地冠水状況を観る小野知事



活躍した救助本部

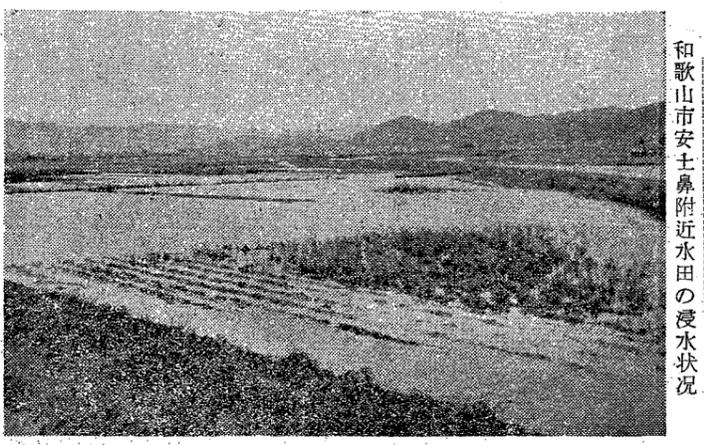
救護物資等續々輸送

十月十七日十七時三十分、平均風速三、四メートルのルース台風は、四島の北に上陸し、五島の南を通過して、本県に襲った。このため、本県各地に被害が生じた。救助本部は、この被害状況を把握し、救護物資の輸送に努めた。十月十七日午後九時、救助本部は、救護物資の輸送に努めた。十月十七日午後九時、救助本部は、救護物資の輸送に努めた。

復旧費の全額国庫負担

県、政府関係方面へ要望

県が市町村その他の公共団体に負担する復旧費の全額国庫負担を要望する。この要望は、政府関係方面へ提出された。復旧費の全額国庫負担を要望する。この要望は、政府関係方面へ提出された。



和歌山市安土鼻附近水田の浸水状況

少年保護条例制定さる

十一月三日施行

和歌山県少年保護条例が制定され、十一月三日施行される。この条例は、少年の健全な育成を図ることを目的とする。条例の主な内容は、保護者の責務、児童委員の設置、少年の保護施設などである。

少年を愛護し世に大

少年を愛護し世に大。この言葉は、少年の健全な育成を促すものである。少年は、社会の未来を担う存在である。したがって、社会全体で少年を愛護し、健全な育成を図ることが重要である。

